

令和2年度 第2回

青梅市総合教育会議会議録

日 時 令和3年2月10日（水）午前9時
場 所 青梅市議会棟大会議室

第2回青梅市総合教育会議議事日程

会 期 令和3年2月10日(水) 1日間

場 所 青梅市議会棟大会議室

- 1 開 会
 - 2 市長あいさつ
 - 3 教育長あいさつ
 - 4 協議事項
文化財の保護と活用について
～旧吉野家住宅および青梅市吉川英治記念館の今後の活用策～
 - 5 その他
 - 6 閉 会
-

出席者	市長	浜中啓一
	教育長	岡田芳典
	教育委員	稲葉恭子
	教育委員	榎本淳一郎
	教育委員	百合陽子

出席説明員	企画部長	橋本雅幸
	教育部長	浜中茂
	経済スポーツ部長	伊藤英彦
	企画政策課長	松永和浩
	教育総務課長	芥川純一郎
	文化課長	北村和寛

書記	企画政策課主査	川島剛
	教育総務課庶務係長	須崎満

午前9時00分開会

1 開会

【企画部長（橋本）】 皆様おはようございます。本日は公私とも大変お忙しい中、また早い時間からお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。現在、緊急事態宣言下ということもございまして、なるべく3密を避ける形のため、急遽広い会議室に会場を変更させていただきました。ご了承いただきたいと存じます。

私は企画部長の橋本と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいまから令和2年度第2回青梅市総合教育会議を始めさせていただきます。

なお、大野委員につきましては、本日ご欠席の旨ご連絡をいただいております。

当会議につきましては、一般公開とさせていただきます。ただいまの傍聴の方は2名でございます。

初めに、本日の資料について確認をさせていただきます。

次第と委員名簿がございます。その他、

資料1 文化財の保護と活用について～旧吉野家住宅および青梅市吉川英治記念館の今後の活用策～

資料2 東京都指定有形文化財（建造物）旧吉野家住宅保存活用計画
になります。

なお、この活用計画の資料につきましては、現在調整中でございますので、お取り扱いにご注意いただきたいと存じます。

また、本日の会議では、一人ずつマイクをご用意しております。発言の際には音声のスイッチを一度押していただき発言をしていただくようお願いいたします。終わりましたらスイッチをお切りいただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。

2 市長あいさつ

【企画部長（橋本）】 それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

次第2 市長あいさつに移らせていただきます。浜中市長にごあいさつをいただき、その後の議事進行をお願いいたします。

【市長（浜中）】 皆様おはようございます。

本日は、令和2年度第2回目の総合教育会議の開催にあたりまして、教育委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、またコロナ禍にもかかわらずご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

また、日ごろより市の教育施策にご尽力賜りまして、心より感謝申し上げます。

さて、本日は「文化財の保護と活用」をテーマといたしました。文化財保護法の改正を契機として、地域の特色ある文化財の活用機運が高まっており、本市としても地域と連携・協力しながら文化財を保護しつつ、魅力ある地域資源としても幅広く活用していきたいと考えております。

委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、本日もよろしくお願いたします。

それでは、会議を進行してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

3 教育長あいさつ

【市長（浜中）】 次第3、教育長あいさつに移らせていただきます。教育長、お願いたします。

【教育長（岡田）】 皆様おはようございます。

これまで、文化財といいますが、保護法にもありますとおり、保護することに重点が置かれておりました。国の文化審議会の中での答申が、平成29年12月に行われまして、これに伴う法律の改正が平成31年4月から行われております。その中では、これまで価値づけが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域総がかりでその継承に取り組むことが重要としております。従来、文化財は保護すること、文化財は今生きている私たちだけのものではなくて、将来的に100年後、1000年後の人にも価値あるものとして継承していくことが重要ということで、保護に中心がありましたが、これからは地域の文化財を保存・活用しようということで法律の改正が行われております。

本日はそういった点も含めまして、青梅市内にございます文化財の保存と活用についてご議論いただければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

【市長（浜中）】 ありがとうございます。

4 協議事項

文化財の保護と活用について～旧吉野家住宅および青梅市吉川英治記念館の今後の活用策～

【市長（浜中）】 次に、次第の4、協議事項に進みます。

本日の会議では、「文化財の保護と活用について」をテーマとしております。

委員さんとの意見交換をスムーズに進めるため、進行を教育長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【教育長（岡田）】 承知いたしました。スムーズに議事が進行できますよう心がけてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、協議事項のテーマと状況について説明をお願いいたします。

【文化課長（北村）】 それでは、協議事項「文化財の保護と活用について」をご説明いたします。

資料1「文化財の保存と活用について～旧吉野家住宅および青梅市吉川英治記念館の今後の活用策～」をご覧ください。

まず、2ページ目の旧吉野家住宅についてですが、旧吉野家住宅は江戸時代はじめ、慶長年間に新町村の開拓者として活躍した吉野織部之助の屋敷地に建ち、現在の建物は江戸時代後期の天保10年の火災により全焼した後、嘉永4年に建てられた名主家住宅です。

昭和42年から45年にかけて実施された早稲田大学理工学部建築史研究室の青梅市内の民家調

査の際に旧吉野家住宅の調査がなされ、昭和 50 年、当時の所有者である吉野徳太郎氏から青梅市に建物が寄贈され、昭和 51 年 6 月に東京都の有形文化財に指定されました。

関連する文化財としましては、吉野家に保存されていた「仁君開村記」など 4 冊が昭和 45 年 8 月、「青梅新町開村記録」として、それ以外の古文書 3,866 点についても昭和 57 年 3 月、「旧多摩郡新町村名主吉野家文書」として東京都有形文化財に指定されました。

次に、3 ページ目の旧吉野家住宅の構造に移ります。

この建物は入母屋造り、茅葺き、平屋建て、式台構え付き整形六つ間型の平面で、名主階層の民家としての特徴がうかがえます。

主なものとしまして、1 つ目に床の上部が整然と 6 分割され、表に「ざしき」「げんかん」「でい」、図面でいきますと下側になります。平面図の上の方になりますけれども、裏に「かって」「なんど」「おく」の各部屋が配置されていること。2 つ目に、「おく」北側に、奥行 3 尺の床の間、違い棚、付書院などの書院造り風の座敷飾りを構成していること。3 つ目に、「げんかん」南側に「式台」を構え、「おく」の北西側に便所、土間に張り出した「かって」部分の北側に流しが設置されていること、などが挙げられます。

次に 4 ページ目、こちらは旧吉野家住宅南側から撮影した写真と、右側が敷地内にあります開村当時に掘られたと伝わる慶長の井戸の写真でございます。

次に 5 ページ目、旧吉野家住宅の内観 1 です。先ほど説明しました、左側が「ざしき」の内部の写真、右側が「式台」といって、幕府の役人等が訪れる際に入出りをした場所になります。

次に 6 ページ目、旧吉野家住宅の内観の 2 になります。左側が「でい」といって、「おく」の間の手前にある接待の控え室です。右側の「おく」の部屋が床の間等ございますように、客人を迎える際の部屋になります。

次に 7 ページ目、旧吉野家住宅の内観 3、左側が「かって」、右側が「土間」といった、家族の生活空間となっております。

次に 8 ページ目、旧吉野家住宅の見学者数推移です。平成 27 年度から令和元年度の過去 5 年の見学者数は 2,000 人から 3,000 人で推移しております。団体見学のほとんどが市内の小学生の社会科見学によるものでございます。

次に 9 ページ目、青梅市および他市の文化財住宅でございます。青梅市と西多摩地区、近隣では立川市にある主な文化財住宅を一覧にしたものです。青梅市内には国指定重要文化財の旧宮崎家住宅（郷土博物館の隣）をはじめ、都指定の旧稲葉家住宅や旧吉野家住宅といった青梅市が所有しているものと、沢井村の名主家住宅であります福島家住宅や御岳山にある馬場家御師住宅といった個人の方が所有し現在も生活されているものの、合わせて 5 件の文化財住宅がございます。

他市ではどうかといいますと、羽村市では旧下田家住宅、こちらは羽村市郷土博物館の敷地内でございます。そのほか、福生市にあります旧ヤマジュウ田村家住宅、あきる野市にあります旧市倉家住宅、檜原村にある小林家住宅、立川市にある旧小林家住宅はそれぞれの自治体が所有し管理している文化財住宅でございます。

また一方で、あきる野市にあります森田家住宅と立川市にある中野家住宅は、国登録有形文化財として個人の方が所有し、建物の一部を料亭として利用しています。

次に 10 ページの旧吉野家住宅の活用例になります。毎年、五月人形やひな人形のミニ展示を、旧宮崎家住宅や旧稲葉家住宅と同時開催をしたり、ほかに講演会や演奏会の会場として市内の各種団体に利用していただいております。

次に 11 ページの他の文化財住宅の活用例になります。旧宮崎家住宅では、令和元年 5 月に郷土博物館の展覧会と同時に手作り甲冑の展示と試着体験を行いました。そうした中で、1 日で 80 人もの見学者がございました。

また、福島家住宅におきましては、令和 2 年 2 月から 3 月にひな人形展を開催しまして、延べ 17 日間で 480 人の見学者がありました。また最近では、昨年秋に実施しました J R 東日本の「駅からハイキング」事業に参加されまして、延べ 34 日間で 660 人余の見学者があったとうかがっております。

次に 12 ページの旧吉野家住宅の現状と課題でございます。前回の屋根葺き替え工事を実施した平成 5 年から 6 年の時期から約 25 年が経過をしまして、右側の拡大写真のように屋根の押し鉾といいまして、基礎の屋根材の一番素材の元になる部分が見えるほど、茅葺き屋根の傷みが年々進んでおります。さらに昨年以降、屋根の雨漏りなども発生し始め、今後被害の状況が心配されております。

また、住宅内には見学者向けの案内板や解説板が少なく、敷地内にある駐車場やトイレ等の整備がなされておらず、見学者の方にもご迷惑をおかけしているところでございます。

次に 13 ページの旧吉野家住宅保存活用計画の必要性です。①としまして、先ほど教育長からお話ございましたが、平成 31 年 4 月 1 日の文化財保護法の改正によりまして、指定を受けた文化財を個別に保護する従来の考え方から、未指定を含めた地域における文化財をまちづくりの核として総合的に保存・活用する新しい考え方変わったことが大きな変更点として挙げられます。

また、②としましては、市町村は、国指定文化財の文化財保存活用計画を策定し、国の認定を申請できるようになりました。今回の旧吉野家住宅は東京都の指定文化財でございますが、補助事業として実施するにあたりまして、計画の策定が必要であるため、保存修理だけではなく、地域の文化資源としての活用が現在検討課題となっております。

次に 14 ページの旧吉野家住宅保存活用計画の策定に向けた動きです。以前から東京都ともその都度相談してまいりましたが、平成 29 年度に屋根葺き替え修理についての協議が始まりました。平成 30 年度の市民と市長の懇談会におきまして、地元の方からも旧吉野家住宅の利活用についてのご意見を、令和元年 6 月議会におきましては、旧吉野家住宅の整備活用についての一般質問をいただきました。また、同年 7 月および 11 月に開催しました青梅市文化財保護審議会におきまして、保存活用計画の策定について協議をいたしまして、令和元年 12 月および翌年 2 月には新町地区の住民の方や文化財保護審議会委員の方たちによって構成された検討委員会におきまして、計

画内容に関する意見交換を行い、計画の原案を作成いたしました。その後、令和2年3月から5月にかけて、計画原案の内容について東京都と協議を行い、同年7月および11月に開催しました青梅市文化財保護審議会におきまして、青梅市としての最終案を取りまとめ、東京都に提出しまして、現在計画の内容についての確認作業を行っているところです。

次に15ページ、旧吉野家住宅保存活用計画の概要でございます。お手元に配付しました資料2の旧吉野家住宅保存活用計画の1ページの目次とあわせてご覧ください。

この保存活用計画は、文化庁が平成11年3月に作成した重要文化財建造物保存活用計画策定指針の内容に準じて策定したものです。構成は、計画の概要、保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画、保護に係る諸手続の6項目に分かれています。

主な内容としましては、まず第1章の計画の概要では、資料2の7ページから16ページの中段までの範囲になりますが、文化財の概要としまして年表や写真を交えながら、(3)の文化財の価値のウの主屋の概要、エの現状・保存状態、オの指定理由などについてを記載しております。

次に16ページの中段から下段にかけては、4の文化財保護の経緯、17ページの上段から18ページの上段にかけては、5の保護の現状と課題として、保存や活用の現状・課題についての記載をしております。

18ページ上段から19ページにかけては、6の計画の概要としまして、計画の目的や基本方針、計画の概要についてを記載しております。

次に第2章の保存管理計画では、20ページ上段から21ページの下段にかけては、1の保護の方針として、保護する部分の設定と保護の方針や、22ページ上段から23ページにかけては3の修理計画として今後の修理・復元計画や維持管理計画について記載しております。

次に24ページの第3章の環境保全計画では、環境保全の現状と課題、基本方針などについて記載しております。

次に25ページから26ページにかけては、第4章の防災計画では、1の防火・防犯計画や4のその他災害対策などについてを記載しております。

また、本計画の中心となります第5章の活用計画では、27ページ上段から28ページ上段にかけては、1の公開その他の活用の方針として、管理の現状や計画の方針などについてを記載し、28ページ上段から29ページにかけては、2の公開・活用基本計画として、地域と連携したさまざまなイベント等を実施することや、活用のための整備計画についてを記載しております。

資料1の16ページ、第5章の活用計画についてをご覧ください。

主なものとしましては、小中学校や地元自治会等と連携した、年間を通した活用策の検討や、新町地区で使用された生活道具を展示し、地域学習等に活用する「見るイベント」、また昔の暮らし道具の体験などを行う「体験するイベント」の実施、さらには常設的な飲食スペースの設置を検討するなど、広く文化財を活用する方策についてを記載しております。

さらに、文献資料にもとづきまして、味噌蔵や門および塀の復元検討や、都指定有形文化財の「旧多摩郡新町村名主吉野家文書」の展示などの活用、周辺にある文化財や地域資源と連携した

イベントなども計画しております。

最後に、第6章の保護にかかる諸手続では、保存・活用にあって必要となる諸手続についてを一覧表でまとめております。

またスライドに戻りまして、17ページ、他の自治体の活用事例として、1つ目としまして、こちらは埼玉県のと紙で有名な小川町にあります国指定重要文化財の吉田家住宅という建物でございます。こちらの建物は市の文化財保護指導員さんとの研修で一昨年見学してまいりました。建物の中は一部右側の方にも写しておりますが、お土産のスペースと飲食のスペースを設置しております。その中でうどんとかおそばを食べたり、もちろん飲み物もあります。また、お土産スペースではその地域の物産といったものを販売するような形です。当日は雨でしたけれども、天気のいい日とか時期によってはお客さんもだいぶ来ているようでございます。

次に18ページ、他自治体の活用事例2になります。皆さんご存じかもしれませんが、立川市の昭和記念公園内にあります立川市指定有形文化財の旧石井家住宅という建物になります。この建物はもともとご存じのとおり公園の中にあつたものではなく、狛江市にあつたものを、もともと立川にあつた建物ということで移築をして、周辺を整備して、年中行事等を行っております。右側の方の里山の風景を背景にしながら、いろいろなイベントを行っているようでございます。

次に19ページ、他自治体の活用事例3になります。三鷹市指定有形文化財になっております旧箕輪家住宅の主屋です。建物自体は茅葺きの屋根の形ではなく、上に銅板等を葺いているような形になっておりますけれども、もともと地域にあつた旧家として整備して、その中でいろいろなイベント等を行っています。まだオープンしてから間もない文化財住宅でございます。

次に20ページに移ります。こちらは令和3年度の当初予算案の議決後に確定となりますので、あくまでも今後の予定ということでご承知をお願いしたいのですが、本年度は3月までに今ご説明しました保存活用計画の最終版を東京都に提出をいたします。その後、令和3年度の上半期には補助事業の申請手続を行いまして、令和3年度の下半期から令和4年度の上半期にかけて、旧吉野家住宅の屋根葺き替え工事を実施する予定でございます。なお、1年目は茅材の準備や足場の設置などの仮設工事を行いまして、2年目の令和4年に葺き替え工事を実施する予定でございます。

その後、令和5年度以降につきましては、今後の市の財政状況にもよりますので、具体的な内容は未定ですが、地元や利用者の方からも要望をいただいております駐車場やトイレの整備をはじめ、建物内部の保存修理や、旧吉野家住宅の活用に向けた整備を検討しているところでございます。

次に、今までは旧吉野家住宅の整備の話をしていただきましたが、青梅市吉川英治記念館の内容について、ここで説明させていただきます。

21ページ、吉川英治記念館は、開館時間は午前10時から午後5時、休館日は月曜と年末年始、観覧料は大人500円、小中学生200円、指定管理者は株式会社フクシ・エンタープライズでございます。ご存じのとおり昨年の9月の英治忌にオープンさせていただきました。

次に 22 ページは、青梅市吉川英治記念館の配置図でございます。右側に吉野街道がございまして、左側に向かって吉川英治の住んでいました母屋や、さらに上側には記念館の建物がございまして。

次に 23 ページの写真に移ります。こちらが記念館の母屋になります。年代的には明治初期ごろ建築の建物で、吉川英治が住む前に旧吉野村の村長を務めていましたお宅の養蚕農家の建物を購入して、約 9 年半余り、この吉野村に吉川英治が住んでいた建物になります。一部は、その屋根についても、吉川英治記念館が開館してからになりますけれども、修理等を行っているところですので。

次に 24 ページ、吉川英治記念館の長屋門と土蔵になります。長屋門につきましては、ミュージアムショップとしての活用をしているところがございます。また土蔵については、建物として弘化年間建築の江戸時代の建物として資料が残されておりますが、今後活用についても市としても検討してまいりたいと考えております。

次に 25 ページ、記念館の展示館になります。この建物につきましては、谷口吉郎さんという文化勲章を受章しました建築家が建築した建物で、今後この建物についても市としてもアピールをして活用していきたいと考えております。

次に 26 ページ、青梅市吉川英治記念館の入館者数推移でございます。左側のグラフは青梅市に寄贈される前の吉川英治国民文化振興会が運営していた平成 10 年から 30 年までの入館者数でございます。平成 26 年 4 月に梅の公園の梅の木をすべて伐採しまして、平成 30 年度は金土日のみ 6 カ月開館といった状況でございました。

右側の数値は、青梅市の施設として令和 2 年 9 月にオープンしてからの令和 3 年 1 月までの入館者数でございます。新型コロナウイルスの影響によりまして、当初の見込みより入館者数は伸び悩んでおり、特に 1 月は緊急事態宣言の再発令の影響によりまして大変厳しい状況になっております。当初予定していました秋のライトアップなどのシーズンイベントや、落語の会や音楽コンサートなどのスポットイベントが実施できず、集客につなげることができなかったことも要因の一つと考えております。

次に 27 ページ、吉川英治記念館におけるこれまでの取り組みとしまして、9 月から 12 月までの主なものをご紹介いたしました。こういったイベントが実施できない状況の中で、新たに取り組み始めたものとしましては、赤字で示しておりますが地域連携事業でございます。取り組んだ内容としましては、開館当初から母屋において有志により花を飾っていただいている花寿庵さんと協働で、フラワースクールの皆様による「投げ入れ花」の展示や、また地元の書家の方に書いていただいた辛垣城跡の御城印の配布でございます。また、2 月の下旬から 3 月中旬に実施するひな人形展におきまして、現在地元の自治会の方に協力をお願いしているところでございます。

次に 28 ページ、青梅市吉川英治記念館令和 3 年度のシーズンイベント（案）です。上から 2 つ目の「文豪とアルケミスト」は、7 月から 9 月の夏休み期間中にあわせまして、人気ゲーム「文豪とアルケミスト」とタイアップをしたパネル展示やグッズの販売等を行う予定です。

上から4つ目の郷土博物館との連携事業は、10月から12月に市制施行70周年記念展とあわせて、『新・平家物語』を中心にした企画展示を実施する予定でございます。

その他、地元NPO団体と連携したガイドツアーや秋のライトアップ事業等も実施する予定でございます。

次に29ページ、青梅市吉川英治記念館令和3年度スポットイベント（案）です。こちらに記載している内容は今年度実施できなかった事業がほとんどでございますが、今後の新型コロナウイルスの状況を見ながら、できる限り実施をしてまいりたいと考えております。

次に30ページ、青梅市吉川英治記念館の今後の展望1としまして、今後、吉川英治氏に関するさまざまな客層に対しまして、居住地域に応じたさまざまな事業を展開してまいりたいと考えております。

次に31ページ、今後の展望2としまして、青梅市観光協会をはじめ玉堂美術館や櫛かんざし美術館などの観光・文化施設との連携を図りながら、スタンプラリーやバス巡りツアーなどの連携事業にも取り組んでいきたいと考えております。

ここには記載しておりませんが、前半の文化財住宅のお話と関連しまして、近隣にございます福島家住宅や河鹿園、津雲邸などとも連携して、文化財住宅の探訪ツアーなどを今後取り組んでいくためにも、吉川英治記念館の母屋や長屋門、土蔵などの登録文化財に向けての準備を来年度進めてまいります。

最後に、32ページになります。こちらは少し宣伝にもなりますが、来月、3月11日と12日の2日間で、「吉野街道でアートに出会う♪春の美術館めぐり」と題しまして、青梅きもの博物館、青梅市吉川英治記念館、玉堂美術館および櫛かんざし美術館の4館をバスで周遊する事業を予定しております。詳細につきましては、3月1日号の広報おうめに掲載をする予定でございます。

以上、長くなりましたが、文化財の保存と活用についての説明を終わらせていただきます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。続きまして、協議に移りたいと思います。

委員の皆様から、本テーマについてさまざまな視点・角度からご意見をうかがえればと思っておりますが、吉川英治記念館につきましては昨年3月に総合教育会議を開催しておりますので、施設をご覧いただいたと思いますが、新町の吉野家住宅はお2人はお近くなのでご存じでしょうか。榎本委員は吉野家住宅をご存じですか。

【委員（榎本）】 車で、前はよく通るんですけど、実際に車をとめて中に入ったことはないですね。

【教育長（岡田）】 そうですか。わかりました。

それでは、先ほどのスライド等もありますけれども、どうでしょうか、両方一緒でなくはじめて吉野家住宅に関してそれぞれご意見等、あるいはご質疑があれば伺いたいと思います。一番お近くの稲葉委員、いかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 新町に在住してまして、常に吉野家住宅のところを通過しております。だんだん老朽化しているなどというのは、草の生え方とかいろいろ見ていてわかるので、どうにかならな

いかなと思って、この間定例会でちょっとお話ししたら、こういうふうに住宅を改修しようという案が出ているということで、とても嬉しく思いました。

利用としては、たぶん小学生たちが青梅の歴史を学ぶというところで利用していると思うんですけど、あれだけの大きな敷地の中に建っているということは、他市からの見学もほしいなと思うところです。そうすると、やっぱりきちっと整備をしていかないといけないというところなので、この計画はとてもいいなと思います。

茅葺きの屋根なんて滅多に子どもが見られることがないので、もしこれを修理するならば、その工程から一般公開して、子どもたちにも見せてあげられたらいいなと思っております。

一つの建物をどう修復していくのかというときに、これからの子どもたちが文化財を保護していく、大切に思う、それから自分たちの先祖たちがどういうふうにして青梅市をもり立ててきたかというよき学びになるので、この機会を利用して、そういうところで接していただければいいなと思っています。

それから、利用のところでは、飲食スペースとか、他市の住宅ではあるようですけど、やはり私もいろいろなところを旅行するときに古民家を訪ねるんですが、もう飲食スペースは絶対に必要という感じですね。それも、古いものの形で残す部分と、その古さに調和したリノベーションした場所というのが、センスのいい、明るい、休憩できるいい場所になっているところは、やはり集客もたくさんある。あまりデザイン性とか調和を考えずに付け焼き刃で設置したところは本当に閑古鳥が鳴いているなというのは、全国を仕事でめぐるんですけど顕著です。なので、やはり飲食スペースを設けるんだったら、調和した、そしてセンスのいいものをというところで、デザインなんかも考えられたらいいのかなと思っています。ぜひぜひあそこで、吉野家住宅が地域の人たちに守られながら、いい活用ができ、そして保存ができればいいなと思っています。以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。回答等はまた後ほどにして、次に榎本委員いかがでしょうか。

【委員（榎本）】 今回のテーマをいただいて考えたんですけど、自分の経験として、古民家をわざわざ訪ねていくということをあまりしたことがないなと思いました。青梅にはけっこう古民家が多いんですけど、行ったところとしては稲葉家住宅とか、郷土博物館の隣の古民家（旧宮崎家住宅）、それから「東京都文化財ウイーク 2018」で福島家住宅に行かせていただきました。あそこはたぶん今も住んでらっしゃるんだと思うんですけど、やっぱり家というのは人が住んでいないと寒くなるというか、温かみがなくなってしまうんですけど、とても住みやすそうなところだなというふうに感じました。

先ほど、なかなか行くところではないというふうにお話をしたんですが、さっきの追加資料で見ると、1日あたり8.51人と意外といらしてるんですね。普通の喫茶店とかだったら何とか食べていけるような数字かなというふうに思っているんですけど、単体でやるというよりは、何かを巻き込んだ事業を考えていかないといけないのかなというふうに思いました。

私、現地に行ったことがないのでイメージなんですけど、周りが資料にありますように茶畑ということで、これはどのように使っているのか説明がなかったのだからわからなかったんですが、例えば青梅市の畑というか、市民が使えるような畑として使うとか、そういうような使い方もあるのかなと思いました。

商業的なものとして使うとすると、文化財の保護的な面から見るとなかなか難しいところもあると思いますので、その辺は専門家の方にお話を聞いて進めていかないとというふうに思いました。

それから、日本人というよりは外国の方がこういう施設をお好みかなというところもあります。昔、ロン・ヤス会談とかで山荘が使われたということがありましたし。その辺のターゲットを狙って進めていくというのがあるのかなというふうに思っています。

以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。続きまして、百合委員お願いいたします。

【委員（百合）】 今日のこの会議があるということで、先日、日曜日に見に行ってきました。私も子どもが学校で社会科の授業で行く以外、通るだけで一度も入ったことなかったんです。中に入ると、建物自体は古いし、ちょっと興味があれば見たいなと思ったんですけども、入りにくいというイメージがやはりあったんですね。何もしてない雑然とした、草も生えたままとか、駐車場もきれいに整備されてないという、入っていいのかなと一瞬考えてしまう敷地だったので、それがまずもったいなと思いました。

中に入って、管理している人とお話したんですけども、見にくる方ってどんな方がいらっしゃるんですかと聞くと、近所の人もちょうくちよくいらっしゃるんですけど、わざわざ吉野家を目指して、調べて来られる方もいらっしゃるというので、絶対それはもったいなと思うので、そういう方は逃さないように、これからもぜひ来てもらえるようにいろいろと策を練っていただきたいなと思いました。

まず外の話なんですけれども、建物の横にパンジー、お花が植えてあったんですね。それもただ植えてあるんじゃなくて、ちょっとデザインがしてあったり、たぶんお花で「よしの」と描いてあったんです。ああいうのももっとうまく考えてきれいに植えれば、それもまた楽しんで見ていただけるんじゃないかなと思いました。

それを植えることに関する事なんですけど、あそこの学区は小学校2校と中学校が1校あるんですが、その児童・生徒たちに、総合の時間やボランティアとかで少しかかわってもらおうということをすれば、年間何回か児童・生徒があそこを出入りすることで少し興味を持ってもらえる。授業以外で見られるという時間があってもいいかと思いました。

あとトイレなんですけれども、あまりにも入りにくいトイレで、社会科の授業で来て、もしトイレに行きたくても子どもたちはとても、特に今の子は入れるトイレではなかったので、絶対にきれいなトイレをつけていただきたいと思いました。

中はすごくきれいに掃除がしてあって、外と全然違って床もピカピカに磨かれていたので、あ

あいうのはずっと管理の方にお力をいただけたらなと思いました。

私も、古民家カフェとかそういうふうになれば、もっとお客さんや見学者がいらっしやると思うので、そちらに向けて動いていただけるといいなと思いました。以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。

では、委員さんからのお話について、事務局、何かありましたらお願いいたします。

【文化課長（北村）】 いろいろなご意見、ありがとうございます。

まず、稲葉委員さんからいただきました、修理工程の見学会というところにつきましては、ぜひそういったご意見も参考にさせていただいて、今後修理をするにあたって見学できるような日程について、もちろん安全対策についての配慮も必要だと思っておりますけれども、専門業者と検討してまいりたいと思います。

また、飲食スペースの中の残す部分、活用する部分というところにつきましては、今回、当日配付しました資料の2の中で20ページから21ページに保存管理計画という項目がございます。その中で保存部分と保全部分というのがありまして、保存部分というのは内容的には文化財としての価値の高い部分ということで、なるべくそこは残しておいて手をつけないでいきましょうよという部分、保全部分というところは多少手を入れて建物として活用していく部分として考えていきますということで、21ページ図6としまして平面図でそれをあらわしております。ご覧のとおり、今の計画の中では、建物のあがる部分については保存部分とさせていただいておりますが、土間の部分も含めた保全部分といったところも、今後の飲食スペースの場所としての一つの候補になるのではないのかなというふうに考えております。

次に、榎本委員からいただきました、旧吉野家だけではなくいろいろな住宅をご覧いただいているところで、それぞれ手の入っている建物と入っていない建物の部分ということでは、確かにおっしゃるとおり、旧吉野家住宅の場合についてはふだん人が住んでいるという形ではないので、やはり今後活用する場合に、来た方が、どういった生活をしていたのか想像させられるような建物内部の展示で、「見せる」という事業も考えていきたいと思っております。

また、茶畑の活用についてでございますが、こちらの敷地内の茶畑は、指定以前から茶畑があったということは写真等の記録でも残っておりますので、ここをどうするかということも非常に悩ましい部分です。現在、チャドクガという茶の葉につく毛虫が発生しているところもありますので、それらの駆除といったところをどう扱っていくかは、これから専門家の方等も含めてご相談をさせていただきたいと考えております。

さらに、外国人向けの対応については、旧吉野家だけでなく文化財住宅の解説等について不足している部分だと思いますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

最後に、百合委員さんからいただきました駐車場周辺の草の状況ですが、特に建物周辺は、シルバー人材センターの方が1日1人で勤務しているという形になりますので、1人で管理できる部分というのが、時間的なものや、日中は囲炉裏に火を焚いていることからあまり離れることができないというところもあります。そういったことから草はそのまま伸びてしまって、周辺の方

からもそういうお話をいただくことがあります。今は職員が交代で草刈りに行っているという状況なんですけれども、やはりそこは手つかずになってしまって、いけない部分だなということは担当課としても考えております。今後、駐車場も含めた整備ということも含めて、対策について考えていきたいと思っております。

また、小学生にかかわってもらえたらというお話については、地元の団体や子どもさんたちが来るのがほとんどですので、ただ見るだけではなく、いろいろな部分で新町地区の歴史について学んでいただけるような展示や、また民家についていろいろな体験するイベント的なものも行って、かかわっていただけたらなと考えております。

トイレについても、先ほどの駐車場同様に、古いということで、我々の方でも今後設置場所も含めて検討していかねばならないというふうに考えております。

以上でございます。

【教育長（岡田）】 葺き替えの状況の記録保存については、前回の文化財保護審議会でも委員さんから指摘があったと思うんですけれども、イメージとして私、以前、NHKの番組で白川郷の合掌造りの屋根を、地元の方々総出で葺き替えている映像を見たことがあるんです。今回の吉野家住宅の葺き替えは2年間ですけれども、来年度、茅材とか準備して、葺き替えのときには上屋（仮の屋根）をかけてその下で少しずつやるのか、一気に呵成に一日総がかりで葺き替えていくのか、その辺の葺き替えの様子はどういう形なのか、ちょっと説明していただけますか。

【教育部長（浜中）】 屋根の葺き替え工事についてでございますけれども、飛騨高山などの葺き替えというのは、近隣に住んでおられる方が総出で一気呵成にやる。そういったことがたまたま現在も続いているかどうか、ちょっと確認してみないとわからないですけれども、これ自体ももう民俗指定ができるんじゃないかというような、非常に貴重な事例となっております。

ただいまの文化財住宅の屋根の葺き替えにつきましては、直近の例えば福島家住宅とか馬場家住宅といったところの修理事業につきましては、数少なくなった屋根の葺き替えのできる事業者が覆い屋を、もうひとつ建物をそっくり雨が降っても大丈夫のように養生をして、それで一旦茅材を全部取り払ってさらに葺き替える。そうするとやっぱり数カ月の工程をかけて徐々に葺いていくと。そういう方法が主流でございまして、今度の吉野家の葺き替え事業につきましても同様の手法をとっていくということになると思います。

以上です。

【教育長（岡田）】 そうしますと、段階ごとの記録、映像も含めたものを保存していくという予定でいるわけですね。

【教育部長（浜中）】 そのように段階的に記録もしていきますし、過去のそういう屋根の葺き替えの工程におきましては、どの修理事業におきましても一度ないし二度は広く市民の方に募集をかけて、ヘルメットをかぶって覆い屋のある階段を登って目の当たりに見学をしていただくと、そういうようなことも計画していく予定でございます。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。吉野家住宅に関して、ご意見等ありましたら願

いたします。

【委員（稲葉）】 その修復とかいろいろなものを、たぶん資料として写真媒体で残される、映像媒体で残されると思うんですけど、今SNSがすごく利用されていますので、その状況をSNSで広く市民に届けられるようにユーチューブにあげていただけると、完成したら行こうかなというのと、あとユーチューブですので市民だけではなくて全国区で見ることができるので、そこは青梅市のアピールにもなると思います。そこを検討していただけるといいなと思っております。

【教育部長（浜中）】 ただいま貴重なご意見ありがとうございます。昨今のSNSの普及というのは、非常に手軽に、大切な情報を手に入れることが簡単にできるという、本当に便利な世の中になってきております。その辺、事業者がどこまでその工程を公開することを許可するかというか、そういうところにもかかってくると思いますけれども、やはり市民の方には貴重な文化財の修理の工程といったものをできるだけオープンにできればいいと、今のところはそこまでしか申し上げることはできないんですけども、その辺のところを善処していきたいと思っております。

【教育長（岡田）】 契約するときに特記仕様書の中に、修繕作業の一環として市民見学、SNSといった項目を加えて、若干予算面で、また業者の方は作業上やりにくくなる部分もあるかもしれないけれども、そういうものも可能な限り取り入れるように検討していければと思います。

ほかに吉野家住宅に関してご意見、ご提案とかありますか。市長、ぜひお願いします。

【市長（浜中）】 吉野家住宅はそのまま皆さんご覧になったとおりだと思いますし、あそこを文化財として守るために今までどうしてきたのかということを見ると、さほど文化財としてもあまり活用してなかったのが事実ではないかなというふうに思っております。平成5年にあそこを建て替えという形の計画が立っております。それを機会に、今までの文化財の保護の観点が平成31年に法改正されたことによって、「守る」ことから「活用」いう一つの言葉が加わったということは大きな転換だと思っております。吉野家住宅なども活用というものを考えながら文化財を守るということをしかりととらえながら、滞在時間を少し長くいただくような仕組みというものも基本的に考えて、そして慣れ親しんだことによって子どもたちが文化財の意識を高めるということも重要だと思っております。これからは少し「活用」という言葉をキーワードに、文化財を守るという形で進めていきたいなと思っておりますので、吉野家住宅をこれからも、今までの形ではなくて変わっていくような形でとらえていきたいと思っております。そういう方向で進めていきたいと思っております。

以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。では事務局、今後策定されます保存活用計画の第5章の活用計画の部分の肉づけに、今日の意見なども参考にさせていただければと思います。

吉野家住宅につきましてはよろしいでしょうか。

では続きまして、吉川英治記念館についてです。昨年の3月に見学いただきました後、9月にオープンして6カ月目に入っております。今年度もコロナ禍の緊急事態宣言ということで、計画していたものがほぼ実施を見送っている状況がありますが、今後緊急事態宣言が解除された後も、

これから梅の祭典もあります春以降のことにつきまして、何かお気づきの点、またアイデアなどありましたら、ご意見を賜りたいと思います。

今度は逆に、はじめに百合委員からお願いします。

【委員（百合）】 せっかく新しくなったのにお客さんが少ないのは残念なんですけれども、ぜひコロナがおさまったらたくさんの方に来ていただきたいと思います。

吉川英治文学賞が3月上旬に選考されるということ、この間テレビでもやっていたんですけども、そこで受賞された方を呼んでとか、そういう記念式典みたいなことは計画されているのかなとちょっと思ったんです。そういうことでもファンの方がまた見に来てくれたりする良いチャンスになるんじゃないかなと思いました。

以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。続きまして、榎本委員お願いいたします。

【委員（榎本）】 吉川英治記念館はこの前の総合教育会議で行って、いろいろ計画を立てて、まだ始まったばかりという感じがします。それですぐにコロナになってしまったので、入館者数は全然伸びてはいないんですけど。今日いただいた資料を読んでいまして、すごく興味深いイベントが目白押しだなと思います。コロナのこともあるので、これは長い目で入館者数等は見ていった方がいいのかなというふうに思っています。事業者の方に計画はお願いしているので、そちらでやっていただくのを見ていければいいのかなというふうに思いました。

先ほど百合委員からもありましたけど、この吉川英治文学賞は全国規模でニュースになるようなイベントですので、ツイッターとかそういうのを活用すれば、一気に人が押し寄せるようなことができるんじゃないかと。特にアイデアがあるわけではありませんが、そんなに心配はしていません。

以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。続きまして、稲葉委員お願いします。

【委員（稲葉）】 吉川英治記念館については、この間、青梅子どもふれあいフェスタというのが、コロナの影響で対面でできなくなったのでオンラインで発信しようということで、青梅こども未来がこの記念館をお借りしまして、「青梅の昔話」を配信させていただきました。ユーチューブで配信しております。青梅こども未来のホームページの特設から入っていただければ、どんなふうに撮影しているのかご覧になれると思います。アクセスがどんどんふえていますので、いいなと思いました。

それから、吉川英治記念館にかかわらずいろいろな文化財のところで、地域にまつわる『青梅のむかし話』という本が教育委員会で1994年に編纂されていて、その一部一部をゆかりある、歴史ある館で読んでいっているんです。吉川英治記念館にかかわらず読み継いでいければ、歴史と文化財の地域のかかわり方というのが広くいろいろな方に知っていただけるので、ぜひSNSは利用された方がいいかなと思います。

それから、ホームページとかフェイスブックとかインスタグラムとか、いろいろな活用をして

みましたところ、今のところ一番アクセス数が多くてすぐに情報が流れるのがInstagramでした。文字媒体でいろいろ発信するよりも、今の若いお母さん方には、映像で発信していく。その中に少しコメントを入れて、興味深く、あ、ここちょっと行ってみようかなというふうに分信していく。その発信力がやっぱり集客にもつながるし、文化の理解にもつながるのかなと思っております。

オープンしたところでこれからですので、ぜひいろいろな市民活動をされているところの活用ができるように、利用料とか時間帯とかいうふうなところも決めていただいて、広く市民に開放できる場があれば活用もしていただけるし発信もしていただけると思います。

それから、お手洗いなんですけれども、事務所の方にしかないんですが、やっぱり高齢の方が来られるとしたら、あの石畳を上がって上の資料館までというのは車いすの方々もつらいものがあると思うので、平地のところの一つお手洗いが設置してあるといいなと。先日じっくり3時間ぐらいいいさせていただいたんですけれども、あっちこっちめぐって気づいたところです。

以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。

今の意見につきまして事務局、文化課長お願いします。

【文化課長（北村）】 まず、百合委員からいただきました吉川英治文学賞の受賞者を呼んでのイベントというところは、建物の寄付をいただいたときにも、吉川英治国民文化振興会の方とも話題には上がっていました。当然受賞者の方の日程等があると思いますけれども、ぜひそういった機会を見て、吉川英治記念館でお話をさせていただくようなイベントとかもできたらいいなというふうに考えております。引き続きまた振興会の方とも協議をしてみたいなと思います。

稲葉委員からいただいたホームページやInstagram等の発信につきましては、市の公式ホームページは開館前から開始をしておりましたが、その後、吉川英治記念館の方でもInstagram、ツイッター等の開設も行いまして、少しずつ反響もいただいておりますので、そういった宣伝については引き続き丁寧に根気よく続けていきたいなというふうに考えております。貴重なご意見、どうもありがとうございます。

また、お手洗いの関係につきましては、敷地内の場所となりますと、どこがいいのかなというところもありますけれども、今のところ下の部分となりますと、吉野街道を挟んで反対側にある梅の里の駐車場のトイレをご利用していただきながらという形になると思いますが、そういったこともこれから検討課題とさせていただければなと思います。どうもありがとうございました。

【教育長（岡田）】 今、入り口は長屋門の方からになっているんですね。そうすると、通過しているときに、今日開いているのかどうかというのがなかなか吉野街道からは一目でわからないところがある中で、ちょうど駐車場の前に、入り口ではないんですが門がありますので、開館日はあそこを開けておくとか……。

あとは、昨年秋に琵琶湖の石山寺というところに私行ったんですが、山門の手前に茶店があって、そこに緋毛氈が敷いてあって、簡単なお菓子、300円でしたかすごく安い料金でちょっとし

たお餅とお茶が出て、そこそこ寛げるスペースがありました。そうしますと、見学しなくてもそこでちょっと時間を過ごせて、食べてるうちにやっぱり見ていこうかなとかいろいろ誘導もできますので、そういった工夫もするといいかないことは、前に事務局に話をしたことがあります。やはりにぎやかしというのもあるといいかないというのは、個人的に思っているところがあります。

市長さん、吉川英治記念館をいつも通っていらして、何かありましたら。

【市長（浜中）】 一番近いところに住んでおりますので、気にはしていたんですけども、昨年9月11日に吉川英治記念館が市に移管となりまして、というところでまたコロナ禍という形で思うように動けないというのが実態であります。ただいま説明したとおり、これからは吉川英治記念館に来て、少しでも滞在時間が長いような形のものを求めて、そして吉川英治記念館という戦後の大衆文学の雄である吉川先生が住んでいたというところは青梅市の財産でありますので、これをうまく青梅市のレベルアップのためにも活用していきたいなと思っております。そのためにもいろいろな事業をしなければならないと思っておりますので、これからは、コロナが過ぎれば積極的にいろいろなイベントをやりながら、アピールしていきたいなと思っております。

そして、第一弾としては、青梅きもの博物館、櫛かんざし館、玉堂美術館と3館連携の、めぐる計画なども立てておりますので、そういうことから少しずつ着実に進めていくようにしていきたいなと思っております。そしてまた、市民の皆様方にこたえられるような、市民の誰もが知っている、誰もが身近に話せるような記念館というものにしていくように、いろいろな角度でもう一工夫しながら努力していきたいなと思っております。

以上です。

【教育長（岡田）】 どうもありがとうございました。

それでは、吉野家住宅および吉川英治記念館についての保存と活用について、皆様からご意見を賜りましたけど、全体を通して何かまだご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

最後に、吉川英治記念館、吉野街道沿いの連携のお話も市長さんからありましたけれども、今日は事務局の方に経済スポーツ部長も見えていますので、観光面から方策とか何かありますか。こういう活用策について、観光面も含めて。

【経済スポーツ部長（伊藤）】 経済スポーツ部長の伊藤でございます。よろしく申し上げます。

観光の部門を担当しております。先ほど来出ております文化財保護法の改正の後、観光の部門としても、青梅の観光戦略の中で青梅市の文化財保護指導委員さんにも入っていただいて、文化財をめぐるツアーであったりということを現実的に実施をしております。令和元年度になりますけれども、11月にレンタサイクルを活用して文化財保護指導委員の先生に案内をしていただいて、モニターツアーということで実施をしております。東部の方は主に塩船観音寺ですとか、あとは石仏道にあるようなもので市民の方は通り過ぎちゃうかもしれないけどというようなものを改め

てしていただいたりということも実施をして、西部の方では先ほどお話がありました福島家住宅を訪問させていただいたりということもやらせていただいて、いわゆる文化財をどう活用していくかということについて、観光面からも今やろうかなというふうに考えております。

古民家の関係では、国土交通省の方で古民家を観光で活用するための、特にインバウンド対象にはなりますが、外国語補聴器であったり、トイレの洋式化であったり、バリアフリー化等々の事業が令和元年度にできまして、東京都では青梅ではじめて今年度、御岳地区の方で民間の事業者さんが古民家を活用してカフェを開始していくというようなことについての事業を行っているところです。

吉野梅郷も梅が植わって、ここで5年を経過するんですけども、そういった一環の中でのルートとしても当然取り入れていくということで、地域の皆様と今やっているところです。

そうした中で、文化財であったり、自然をめぐるというようなことで、西中学校の西の方に一の滝というのがあるんですけども、そういったところもめぐりながら、自然と文化財と一緒にめぐれるようなルートの作成等についても取り組んでいきたいと思っていますところです。

今日は貴重な意見をお聞きしましたので、観光の方でもぜひ活かしていきたいと思っています。以上です。

【教育長（岡田）】 伊藤部長、どうもありがとうございます。教育委員の皆様、今のお話なども今後の参考にしていただければと思います。

それでは、協議事項についてはこの辺で終了とさせていただきたいと思います。

進行につきまして、市長にお戻しいたします。

【市長（浜中）】 教育長には、議事進行大変ありがとうございました。

私といたしましても、市政を考える上で大変有意義な意見交換をすることができたと考えております。

5 その他

【市長（浜中）】 それでは、次第の5、その他ですが、本会議で報告などしておくべきこと、事務局から連絡事項等もありましたらお願いいたします。

【企画部長（橋本）】 事務局からは特にございません。

【市長（浜中）】 委員の皆様方からもございませんか。よろしいですか。

6 閉会

【市長（浜中）】 それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年度第2回青梅市総合教育会議を終了させていただきます。ご協力大変ありがとうございました。

午前10時17分閉会